

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 3月 2日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名   | グレード  | 備考                               |
|-----|-----|---|-------|----------------------------------|
| 1   | 1号機 | 原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)及び貝殻除去装置(C)の点検期限を点検計画に基づき平成27年2月としていたが、他作業との兼ね合いにより点検工程の変更が必要となったことから、マニュアルに従い、検討評価し点検期限を2ヶ月延長する。 | G III |                                  |
| 2   | 1号機 | 燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器(A)イオン交換樹脂再生作業時、プリコートタンクからの溢水により、下階層の低電導度廃液系排水ライン排水升より漏えい(堰内、55L、汚染有り)が認められたため、原因調査・対応検討。                | G II  |                                  |
| 3   | 3号機 | 高圧炉心スプレー系直流125V充電器盤点検において、充電器電流計の指示値に管理値外れ(計器精度外れ)が認められたため、当該電流計を点検・修理。   | G III |                                  |
| 4   | 4号機 | 定期的な設備振動診断業務において、人身災害発生に伴う作業中止により、期限内の振動診断の実施が困難になったことから、マニュアルに従い、検討評価し診断周期を延長する。                                       | G III | H27.3.10再審議にてグレード変更 G II → G III |